

平成26年第6回教育委員会会議議事録

1 開催日時

平成26年5月29日(木) 午後4時30分～午後5時17分

2 開催場所

幕別町教育委員会会議室

3 出席者

教育委員	委員長	沖田 道子
	職務代理	小尾 一彦
	委員	瀧本 洋次
	委員	早津 聡子
	教育長	飯田 晴義
事務局	教育部長	森 範康
	学校教育課長	川瀬 康彦
	生涯学習課長	澤部 紀博
	図書館長	林 隆則
	給食センター所長	坂口 惣一郎
	総務係長	向井 克久
	学校教育係長	守屋 敦史
	学校教育推進員	吉村 泰之

4 議 事

議案第22号 幕別町社会教育委員の委嘱について

議案第23号 幕別町文化財審議委員会委員の委嘱について

議案第24号 幕別町学校給食センター運営委員会委員の委嘱について

議案第25号 幕別町私立幼稚園就園奨励費補助金等交付要綱の一部を改正する要綱

議案第26号 幕別町立幼稚園入園料及び保育料減免要綱の一部を改正する要綱

議案第27号 平成26年度幕別町一般会計補正予算の要求について

議案第28号 要保護・準要保護児童生徒に対する就学援助の認定について

5 議事概要 次のとおり

沖田委員長 ただ今から第6回教育委員会会議を開会いたします。本日の議事日程につきし
ては、お手元に配付のとおりであります。

日程第1会期の決定についてお諮りします。本日一日限りとすることにご異議はあり
ませんか。

(異議なし)

沖田委員長 会期は本日一日限りと決しました。

次に日程第2会議録署名委員の指名についてであります。本日の会議録署名委員に1番瀧本委員、5飯田委員を指名いたします。

次に日程第3前回会議の承認であります。第5回教育委員会会議について別紙議事録のとおりでご異議ありませんか。

(異議なし)

沖田委員長 異議なしと認め、第5回教育委員会会議を承認します。

ここで、本日の会議について、閉会時間が午後5時以降となりそうなので、幕別町教育委員会会議規則第2条の規定により、会議の延長の必要があると認めますが、これにご異議ありませんか。

(異議なし)

沖田委員長 異議なしと認め、会議を延長いたします。

次に日程第4事務報告についてお願いいたします。

教育部長(森 範康) 2件の事務報告をいたします。

初めに、昨日実施しましたチャレンジデーについてであります。本町の2月1日現在の人口27,688人に対する、昨日の参加者数及び参加率は8,118人、29.3%でありました。一方の対戦相手であります開成町は、16,606人に対して10,226人、61.6%の参加率でありましたので、本日から1週間、6月4日まで庁舎メインホールに開成町の町旗を幕別町の町旗とともに、掲揚いたします。

本日の朝、岡田町長から開成町の府川町長に電話をかけ、お互いの健闘を称えあった中で、開成町の勝因は、「幼稚園、小中学校及び高校の児童生徒数が4,500人、企業から2,000人の参加があったことが大きい。」とのお話がありました。

なお、十勝からは他に3町が参加しておりますが、6回目の芽室町、62.6%、4回目の新得町、66.5%、同じく4回目の本別町、64.3%であり、全国118自治体の平均参加率は、53.6%でありました。

次に、教科書採択についてであります。

平成27年度から使用する小学校用教科用図書の共同採択に向けまして、本年度、帯広市を除く18町村教育委員会で構成する、第12地区教科書採択教育委員会協議会におきまして、国の検定に合格した14社からの見本本を審議し、教科用図書を決定する運びとしております。同協議会は、今後、3回の調査委員会を開催した後、7月中旬から8月上旬における協議会での審議を経て、決定することとしておりますが、本町教育委員会は、協議会事務局として会議の日程調整及び会場準備等の事務を担うこととなっております。なお、地教行法上の規定により協議会での決定後、本町教育委員会でも教科用図書の決定をする運びとなります。

この度、見本本の展示につきまして、6月13日から6月29日の間は、図書館本館、札内及び忠類分館において、6月13日から6月30日までは糠内出張所において展示をする旨、町広報紙6月号に掲載いたしますので、ご承知おきいただきたいと思います。

以上です。

沖田委員長 それでは次に議件に入ります。

日程第5議案第22号幕別町社会教育委員の委嘱について説明を求めます。

生涯学習課長(澤部 紀博) 議案第22号幕別町社会教育委員の委嘱につきまして提案の理由をご説明申し上げます。

議案書の1ページをご覧ください。本件は、幕別町社会教育委員の任期が本年5月29

日をもちまして満了になりますことから、議案書にありますとおり15名の方々について社会教育委員として委嘱しようとするものであります。

議案書の2ページをご覧ください。社会教育委員の法令上の規定になりますが、第15条で、「市町村は社会教育委員を置くことができ、委嘱は教育委員会が行う」とされており、第17条では、社会教育委員の職務について規定されており、「一 社会教育に関する諸計画を立案する、二 教育委員会の諮問に応じて意見を述べる、三 必要な研究調査を行うことのほか、教育委員会の会議に出席して、社会教育に関して意見を述べる」とされています。

また、幕別町社会教育委員に関する条例では、委員の定数は15名以内、委員の任期は2年としているところであります。

議案書の1ページにお戻りいただきたいと思います。15名のうち、今回新たに委嘱しようとする方は9名おり、1番の西出 伴良宏さん、3番の千葉 智子さん、4番の原 正満さん、5番の平塚 明子さん、6番の市川 徹さん、7番の末永 麻弓さん、8番の田本 敬一さん、9番の池田 明子さん、12番の松田 哲博さんになります。他の6名の方々につきましては、これまでに引き続いての委嘱をしようとするものであります。

選出に当たりましては、1番から8番までの方々につきましては、備考欄にありますように、社会教育に関係する団体から推薦等をいただき、9番以降の方々につきましては、地域区分に配慮したところであります。なお、委員の平均年齢は55歳で、女性は15名中7名で、任期につきましては、平成26年5月30日から平成28年5月29日までの2年間になります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。
沖田委員長 説明が終わりました。これより質疑をお受けいたします。

(ありません)

沖田委員長 質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第22号について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

沖田委員長 異議なしと認め、議案第22号につきましては原案のとおり可決いたしました。

次に日程第6議案第23号幕別町文化財審議委員会委員の委嘱について説明を求めます。

生涯学習課長(澤部 紀博) 議案第23号幕別町文化財審議委員会委員の委嘱につきまして提案の理由をご説明申し上げます。

議案書の3ページをご覧ください。本件は、幕別町文化財審議委員会委員の任期が本年5月31日をもちまして満了になりますことから、議案書にありますとおり、5名の方々について文化財審議委員会委員として委嘱しようとするものであります。

このページの中ほど、文化財保護法になりますが、第190条では、「市町村の教育委員会に地方文化財保護審議会を置くことができるとし、審議会の職務として、審議会は教育委員会の諮問に応じて、一 文化財の保存・活用に関する重要事項の調査・審議や、二 これらの事項に関して教育委員会に建議する」とされています。

また、幕別町文化財保護条例では、委員の数を5名とし、委員の委嘱は教育委員会が行うとしており、幕別町文化財審議委員会規則では、委員の任期を2年としています。

議案上段の表をご覧くださいいただきたいと思いますが、5名の委員のうち、4番の福家 直人さんと、5番の及川 清貴さんは、町民参加条例に基づき、文化財審議委員会委員に公募し、承認された方になります。1番から4番までの4名の方につきましては、これまでに引き続いて委嘱しようとするものであります。

なお、委員の平均年齢は56歳で、女性は5名中1名でありまして、任期につきましては平成26年6月1日から平成28年5月31日までの2年間になります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。
沖田委員長 説明が終わりました。これより質疑をお受けいたします。

(ありません)

沖田委員長 質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第23号について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

沖田委員長 異議なしと認め、議案第23号につきましては原案のとおり可決いたしました。

次に日程第7議案第24号幕別町学校給食センター運営委員会委員の委嘱について説明を求めます。

学校給食センター所長(坂口 惣一郎) 議案第24号幕別町学校給食センター運営委員会委員の委嘱について、ご説明をさせていただきます。

議案書の4ページになります。幕別町学校給食センター運営委員会委員の任期につきましては、2年間であり、本年5月31日をもちまして任期満了となりますことから議案の名簿にあります12名の方々を委嘱するものであります。

委員構成につきましては、学校代表者が5名、父母代表者が5名となっております、それぞれ各学校より推薦をいただいた方となっております。また、公募による2名の委員の方につきましては、本年3月25日に開催されました、附属機関公募委員選考委員会におきまして、決定された方々となっております。

以上で説明を終わらせていただきますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。

沖田委員長 説明が終わりました。これより質疑をお受けいたします。

瀧本委員 公募による方は2人いるのですが、何人の中から選考したのでしょうか。

学校給食センター所長(坂口 惣一郎) 今回の選考委員会にはこちらに記載されている2名の方のみでした。

沖田委員長 他に何かございませんか。

(ありません)

沖田委員長 お諮りいたします。議案第24号について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

沖田委員長 異議なしと認め、議案第24号につきましては原案のとおり可決いたしました。

次に日程第8議案第25号幕別町私立幼稚園就園奨励費補助金等交付要綱の一部を改正する要綱について説明を求めます。

学校教育課長(川瀬 康彦) 議案第25号、幕別町私立幼稚園就園奨励費補助金等交付要綱の一部を改正する要綱についてご説明申し上げます。

議案書は5ページから6ページとなります。本補助金につきましては、私立幼稚園に通う子どもの保護者の経済的負担の軽減、公私間格差の是正を図るものとして、国で定めます基準に準じて要綱を定め、交付いたしているものでありますが、今般、国の基準が改正されましたことから、本町におけます所要の改正を行おうとするものであります。

改正の内容といたしましては、多子世帯に配慮の上、昨年度は、同時就園する第3子以降がいる世帯の所得制限について撤廃をいたしましたが、今年度は、同時就園する第2子がいる世帯について、所得制限について撤廃等を行っているものであります。

以下、条文に沿いまして、ご説明申し上げます。別添の議案第25号説明資料、新旧対照表をご覧くださいと思います。

まず、別表第1についてであります。1人及び同一世帯から複数人が就園している世帯についての表となっております。この度、改正する当該箇所ではありますが、表中で

下線を引いております3箇所補助限度額であります。

最初に階層区分の第1階層の生活保護世帯の補助限度額の欄をご覧くださいなのですが、1人就園の場合及び同一世帯から2人以上就園している場合の最年長者について、年額229,200円から年額308,000円に、さらに隣の欄となりますが、同一世帯から2人以上就園している場合の次年長者について、年額268,000円から年額308,000円に補助限度額を引き上げるものであります。なお、今年度の改正によりまして、第1階層では、補助限度額について3区分ともに、年額を308,000円とするものであります。

次に、同一世帯から2人以上就園している場合の次年長者について、所得制限の撤廃をし、階層区分において、新たに「上記区分以外の世帯」を設け補助限度額を、154,000円とするものであります。

補足となりますが、昨年度において、同一世帯から3人以上就園している場合の園児についての所得制限の撤廃をしておりますことから、この欄の右側にありますように、階層区分において「上記区分以外の世帯」を設け、補助限度額を年額308,000円としているものであります。

この説明資料の2ページ目をご覧ください。別表第2につきましては、兄、姉が小学校1年生から3年生までにいる第2子、第3子以降の補助限度額の改正でありまして、補助限度額を表のように引き上げるものであります。国の基準の改正どおり、同時就園する第2子がいる世帯について、所得制限について撤廃等を行っているものでありまして、この度、改正する当該箇所ではありますが、表中で下線を引いております6箇所の補助限度額であります。

右側の表をご覧くださいなのですが、階層は、第1階層から第4階層の4階層におきまして、補助限度額欄は、左側の小学校1年生から3年生までの兄・姉を一人有しており、就園している場合の最年長者の、各々の年額が引き上げとなっております。

さらに前段でもお話をいたしました、同時就園する第2子がいる世帯について、所得制限について撤廃を行うものでありますことから、補助限度額欄、第2子欄並びに第3子以降欄の各々に、新たに「上記区分以外の世帯」を設け、補助限度額をそれぞれ年額154,000円、年額308,000円とするものであります。別表第1と同じく、第1階層に係る第2子の限度額について、第1階層から第4階層における引き上げと所得制限の撤廃、さらに第3子以降の所得制限の撤廃をしたものであります。

ここで議案書の6ページにお戻りいただきたいと思っております。附則において、この要綱は公布の日から施行し平成26年4月1日から適用するものであります。

説明は以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

沖田委員長 説明が終わりました。これより質疑をお受けいたします。

早津委員 区分のところ、小学校1年生から3年生までの兄・姉を有しているというところがあると思うのですが、学年を限定している理由は何かあるのでしょうか。

学校教育課長(川瀬 康彦) 国の基準に準じて設定しております。

ここは、文部科学省の関係でありますので、3年生までは、園児として数えても良いのではないかとこの想定かと思っております。

沖田委員長 他に何かございませんか。

(ありません)

沖田委員長 お諮りいたします。議案第25号について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

沖田委員長 異議なしと認め、議案第25号につきましては原案のとおり可決いたしました。

次に日程第8議案第26号幕別町立幼稚園入園料及び保育料減免要綱の一部を改正する要綱について説明を求めます。

学校教育課長(川瀬 康彦) 議案第26号幕別町立幼稚園入園料及び保育料減免要綱の一部を改正する要綱につきましてご説明申し上げます。

議案書は7ページであります。本要綱につきましては、わかば幼稚園に就園する園児の保護者で所得が低い世帯の経済的負担の軽減を図るため、入園用及び保育料の減免を行っておりますが、当該要綱は、国で定めます基準に準じる取扱いをしており、今般、国の基準が改正されましたことにより、所要の改正を行うとするものであります。

以下、条文に沿いましてご説明申し上げます。別紙1枚ものの議案第26号説明資料をご覧くださいと思います。

別表1であります。区分欄で生活保護の規定による保護を受けている世帯について、当該年度に納付すべき市町村民税が非課税となる世帯と分けをし、保育料等減免額を、第3子以降欄の年額は79,000円に変更はありませんが、第1子欄は年額20,000円から年額79,000円に、第2子欄は年額50,000円から年額79,000円に改め、さらに第2子欄については、所得制限を撤廃し、「上記区分以外の世帯」において、年額40,000円の減免額を新たに設けるものであります。

次に、別表2につきましては、別表1と同様に、区分欄で生活保護の規定による保護を受けている世帯と当該年度に納付すべき市町村民税が非課税となる世帯とを区切り、生活保護世帯の保育料等減免額については、第3子以降欄は年額79,000円に変更はありませんが、第2子欄は年額35,000円から年額79,000円に改め、また、当該年度に納付すべき市町村民税が非課税となる世帯並びに当該年度に納付すべき市町村民税の所得割が非課税となる世帯については、第2子欄の減免額を年額35,000円から年額50,000円に改め、さらに第2子及び第3子以降の欄については、所得制限が撤廃されたことにより、新たな上記区分以外の世帯として、第2子欄で年額40,000円、第3子以降欄で年額79,000円の減免額を設けるものであります。

議案書7ページにお戻りいただきたいと思っております。附則において、この要綱は公布の日から施行し、平成26年4月1日から適用するものであります。

説明は以上であります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

瀧本委員 国の基準に準じてということなんですけれども、幼稚園、保育所とある中で保護者の負担している額が見えてこないのですが、そこに不公平とかばらつきはないのですか。

学校教育課長(川瀬 康彦) 私立幼稚園ですが、町内に1箇所、町外に11箇所があり、そこに就園しているような状況となっており、各々の幼稚園で入園料と保育料は違いますのでばらつきはあります。

町立幼稚園は保育料月額7,000円、入園料3,000円となっております。やはり私立よりは安くなっておりますので、ばらつきは出てきますが、私立幼稚園の就園奨励費もありますので、そこを含めて保護者が選択するという部分もあるのではないかと思います。

瀧本委員 町立幼稚園と保育所についてはどうでしょうか。

学校教育課長(川瀬 康彦) 幼稚園と保育所では、保護者の就労状況を考慮する部分や、保育料についても、世帯によって細かく区分がありまして幼稚園とは差があるかと思っておりますので、幼稚園との平等関係ですが、サービスの内容だとかも違うのでそういったところで理解していただいているかと思っております。

教育部長(森 範康) 保育所については厚生労働省の事項でありまして、保育の時間帯については、1日11時間で、入所基準として日中子どもを保育できない家庭について子どもを預かるのが保育所であります。

私が子ども課を担当していた当時で、保育料については、国の基準で8区分に分かれ

ており、生活保護世帯以下、所得の多い方までの区分でありまして、さらに幕別町ではそれを細分化して11区分以上に分けており、保育料については、0円から3歳児未満であると58,000円の保育料を設定しておりますが、国の基準では80,000円だったものを町の施策として58,000円にしたものであります。

以上が保育料の実態となります。

飯田教育長 今、部長から説明がありましたとおり、保育所は所得に応じて保育料を徴収していて、幼稚園については定額ですので、保育所は当初から所得の概念が反映されているということでもあります。

町立幼稚園については、定額ですので所得の概念を含めましょうということで、私立幼稚園については、町立より高いので、所得に応じて補助をしましょうといった考え方になっております。

瀧本委員 へき地保育所の考え方はどうなっているのでしょうか。

教育部長(森 範康) 保育所は2つ、認可保育所と認可外保育所がございます。認可保育所については、保育に欠ける児童を保育するのが原則です。へき地保育所については、保育に欠けない児童も保育している場合に認可外保育所ということになります。

幕別町の場合は、へき地保育所は農村部に5箇所、そして忠類へき地保育所が1箇所あります。そのすべては認可外保育所として運営しております。

認可外保育所になりますので、国の基準で定めている8区分を適用していないということになりますので、それぞれの保育所の運営に係る費用については、認可外ですが所得に応じて区分を分けて保育料を徴収していることとなっております。

沖田委員長 この私立と公立の就園奨励費ですが、去年は第3子について変更があって今年は主に第2子についてということかと思いますが、上限としてこの額までということでしょうか。

学校教育課長(川瀬 康彦) 私立は補助で、町立については減免をするということです。

沖田委員長 この額は、多分私立幼稚園によって保育料が違うのでそこを照らしあわせて上限をどちらかにということでしょうか。

学校教育課長(川瀬 康彦) そうです。世帯によっては、保育料をこの上限が上回ることもあるので、そこは保育料と照らしあわせてということです。

沖田委員長 他に何かございませんか。

(ありません)

沖田委員長 お諮りいたします。議案第26号について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

沖田委員長 異議なしと認め、議案第26号につきましては原案のとおり可決いたしました。

次に日程第10議案第27号平成26年度幕別町一般会計補正予算の要求について説明を求めます。

教育部長(森 範康) 議案第27号平成26年度幕別町一般会計補正予算の要求についてご説明申し上げます。

議案書の8ページをご覧ください。10款.教育費について既定額1,255,402千円に対しまして、6,462千円を補正するものであります。

1項.教育総務費であります。3目.教育財産費85,643千円に対しまして、5,000千円の補正をするもので、幕別小学校及び幕別中学校の上水の加圧ポンプの取替工事ではありますが、経年劣化によりまして能力の低下が著しいことから新しいものに更新するものであります。

4目. スクールバス管理費77,332千円に対しまして582千円を補正するものでありまして、修繕料として、忠類で運行しているスクールバスのターボエンジン部分に故障が生じたためであります。

5項. 社会教育費であります。10目. 百年記念ホール管理費87,499千円に対して880千円の補正については、百年記念ホール指定管理者業務指定管理料精算金でありまして、協定書の中で燃料費等の高騰があった場合に差額を補填するという規定がありまして、協定時の単価に比べて高騰しているため補正するものであります。

以上、幕別町長に対して、平成26年度幕別町一般会計補正予算を次のとおり要求するものであります。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

沖田委員長 説明が終わりました。これより質疑をお受けいたします。

(ありません)

沖田委員長 質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第27号について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

沖田委員長 異議なしと認め、議案第27号につきましては原案のとおり可決いたしました。

次に日程第11議案第28号要保護・準要保護児童生徒に対する就学援助の認定についてはプライバシー保護のため秘密会といたします。

これにご異議ありませんか。

(異議なし)

沖田委員長 異議なしと認め、秘密会といたします。

沖田委員長 秘密会をときます。

他に何かございませんか。

(ありません)

沖田委員長 以上をもちまして、本日の日程の全てが終了いたしましたので、第6回教育委員会会議を閉じます。